

# 障がい福祉サービス（居宅介護・重度訪問介護・移動支援） 契約書別紙（兼 重要事項説明書）

利用者に対するサービスの提供開始にあたり、兵庫県のガイドラインに基づき、当事業者が利用者へ説明すべき重要事項は、次のとおりです。

## 1. 事業者(法人)の概要

事業者(法人)の名称	合同会社Polako
主たる事務所の所在地	〒665-0054 宝塚市鹿塩1-2-15-209
代表者(職名・氏名)	代表社員 江川 秀徳
設立年月日	令和6年4月5日
電話番号	0798-24-3336

## 2. 事業所の概要

事業所の名称	のびのび	
サービスの種類	居宅介護・重度訪問介護	
事業所の所在地	〒665-0054 宝塚市鹿塩1-2-15-209	
電話番号	0798-24-3336	
指定年月日・事業所番号	令和6年6月1日指定	2811102413
管理者の氏名	江川 秀徳	
通常の事業の実施地域	宝塚市 西宮市	

## 3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	合同会社Polakoが設置する のびのび(以下「事業所」という。)において実施する指定障がい福祉サービス事業の居宅介護、重度訪問介護の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、円滑な運営管理を図るとともに、障がい者(児)及び障がい児の保護者(以下「利用者等」という。)の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立ったサービスおよび提供を確保することを目的とします。
運営の方針	事業所は、利用者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとします。

## 4. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、国民の祝日(振り替え休日を含む)及び年末年始(12月31日～1月3日)を除きます。
営業時間	午前9時から午後6時まで ただし、利用者の希望に応じて、サービスの提供につきましては、365日対応可能な体制を整えるものとします。

## 5. 事業所の職員体制（令和7年6月1日現在）

従業者の職種	勤務の形態・人数
介護福祉士	常勤2人 非常勤4人
訪問介護員養成研修 1級課程 修了者	非常勤1人
介護職員初任者研修課程 修了者 (訪問介護員養成研修 2級課程 修了者)	非常勤1人

## 6. サービス提供の責任者

利用者のサービス提供の責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

サービス提供責任者の氏名	松岡友紀・宮原典子
--------------	-----------

## 7. 提供するサービスの区分と内容

①身体介護	食事介助、排泄介助、入浴介助、清拭、体位変換、整容、衣服の着脱介助、通院介助等の支援を行います。
②家事援助	調理、洗濯、掃除、買い物、通院介助等の支援を行います。
③重度訪問介護	全身性障がいがある方など日常生活に常時の支援を要する方に身体介護、家事援助、その他生活全般にわたる見守り等の支援を行います。
④外出支援	通院等の外出時の支援を行います 官公署や公共機関への用務など社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出の援助を行います。
⑤他	必要に応じて健康や日常生活上の状況を、お伺いし、生活上のご相談や助言を行います。

## 8. サービスにあたっての留意事項

### (1) 訪問介護員について

サービスの提供にあたり訪問介護員は以下の業務が行えませんのでご注意ください。

- ① 医療行為
- ② 利用者もしくはそのご家族等の金銭、預金通帳、証書、書類等の預かり
- ③ 利用者もしくはそのご家族からの金銭または物品、飲食の授受
- ④ ご利用者の同居家族に対するサービスの提供  
利用者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除、草刈り、植物の水やり等
- ⑤ 利用者宅での飲酒・禁煙・飲食
- ⑥ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為  
(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむ得ない場合を除く)
- ⑦ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス(大掃除、庭掃除など)
- ⑧ 利用者又は家族に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他の迷惑行為

### (2) 市町村の支給決定内容等の確認

サービス提供に先立って、受給者証に記載されえた支給量・支給内容・利用者負担上限額を確認させていただきます。受給者証に何らかの変更があった場合は事業所へお知らせください。

### (3) 個別サービス計画等の作成・サービス内容の変更

- ① 利用者及び家族の意向に配慮しながら「個別サービス計画」を作成します。作成した「個別サービス計画」は利用者又はご家族に内容説明を行い確認していただき、同意を得たうえで利用者またはご家族からの署名、捺印をいただきます。サービスの提供は「個別サービス計画」に基づいて行います。実施に関する指示や命令はすべて事業者が行いますが、実際の提供にあたっては利用者等の訪問時の状況や意向に十分な配慮を行います。
- ② 訪問時に利用者の体調等の理由で「個別サービス計画」に記載されている、サービスの実施ができない場合には、利用者の同意を得て、サービス内容を変更させていただく場合があります。その場合、事業者は変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。また、サービス利用の変更、追加は従業者の稼働状況により、利用者が希望する時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を利用者に提示するほか、他事業所を紹介するなど、必要な調整をいたします。

### (4) サービス提供の記録について

- ① サービス提供ごとに、実施日時及び実施したサービス内容などを記録し、利用者にご確認をしていただき捺印をしていただきます。
- ② これらの記録はサービス完了の日から5年間保存し、利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。  
(複写等にかかる費用は実費を負担いただきます)

## 9. 秘密の保持と個人情報の保護について

事業者は利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「福祉事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。

### (1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

- ① 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ② また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- ③ 事業者は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約締結時に従業者からの誓約事項とします。

### (2) 個人情報の保護について

- ① 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等他の障がい福祉サービス事業者等に、利用者の個人情報を提供しません。また、利用者の家族の個人情報についても、当該利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の福祉サービス事業者等に利用者の家族の個人情報を提供しません。
- ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるもの他、電磁記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じて、その内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加又は削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)

## 10. 利用者負担額

前記サービスの利用に関しては、法令に従い受給者証の記載内容に基づく利用者負担額もしくは市町村の決定する利用者負担額『利用者本人及び扶養義務者の負担能力に応じ市町村が決定する額(利用者負担額)』をお支払いいただきます。

所得区分	世帯の収入状況	月額負担額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得 1	市町村民税非課税世帯であって障がい本人の収入が年収80万(障がい基礎年金2級相当額)以下の方	0円
低所得 2	低所得1以外の市町村民税非課税世帯の方	0円
一般	所得割16万円未満	9,300円
	所得割16万円以上	37,200円

- (1) 児童の場合一般の所得割が 28 万円未満の場合 4,600 円となり、生活保護、低所得 1、2 世帯の方は 0 円となります。
- (2) 利用者負担額の上限について  
負担上限月額に達する見込みがあり、かつ複数の事業者によるサービスを利用する場合は上限管理事務を行う事業所を選定する場合があります。

## 11. キャンセル料

予定されていたサービスの利用をキャンセルされる場合、次のとおりキャンセル料を請求させていただきます。

- (1) 前日までにご連絡の場合、キャンセル料は不要です。
- (2) 当日にキャンセルされた場合、予定されていたサービスにかかる利用者割合に応じた利用者自己負担額と同額を請求させていただきます。

ただし、利用者の急病などやむを得ない理由の場合、キャンセル料は請求いたしません。

## 12. 支払い方法

サービス料金は、1ヶ月分を次月に請求いたします。

利用者は、サービス料金を集金、振り込み、口座引き落としのいずれかの方法でお支払いをお願いします。

引き落としの場合は、サービス利用月の翌25日に指定の口座より引き落としいたします。(引き落とし日が土日祝の場合は、翌営業日となります。)

## 13. 緊急時における対応方法

### (1) サービス提供中の対応

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

### (2) 利用者・家族からの要請

利用者又はその家族等からの緊急時の要請に速やかに対応するため、365 日下記時間内において電話受付を行います。要請の内容に応じて、関係者への連絡、訪問により対応します。

緊急時対応 時間・連絡先	9:00～18:00 / 電話番号 0798-24-3336 (事業所)
	8:00～20:00 / 電話番号 080-4971-8121 (管理者携帯)

## 14. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また利用者に対する居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行います。

本事業所は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社	株式会社 兵庫福祉保健サービス
保険名	ひょうご福祉サービス総合保障制度

## 15. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 0798-24-3336 / 江川 秀徳
---------	---------------------------

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	宝塚市高齢者・障害(がい)者権利擁護支援センター	電話番号 0797-26-6828
	宝塚市 障害(がい)福祉課	電話番号 0797-72-8086
	兵庫県 福祉部 障害福祉課	電話番号 078-341-7711
	兵庫県福祉サービス運営適正化委員会	電話番号 078-242-6868

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者所在地 宝塚市鹿塩1-2-15-209

事業者名 合同会社Polako

代表者 代表社員 江川 秀徳

Ⓜ

説明者

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。  
また、この文書が契約書の別紙(一部)となることについても同意します。

利用者住所

氏名

Ⓜ

署名代行者(又は法定代理人)

住所

本人との続柄

氏名

Ⓜ

立会人住所

氏名

Ⓜ